

## 「新校舎は明るいほう」

### 中学校 自慢のL・L教室も完備

阿知須中学校校舎新築工事の第一期工事が完成し、二月十日には、新しい校舎へ二年生と三年生が移りました。

新校舎は、鉄筋コンクリート二階建てで、普通教室が五室、L・L教室が一室、水洗便所など延べ九百六十二平方メートルで、総事業費は約一億四千五百五十万円でした。

同校は、全国中学校機器利用英語教育研究校に指定されており、L・L教室は生徒の英語力を高めるために今後、大いに役立つものと期待されています。

また、この部屋は映写設備、放送設備もあり、視聴覚教育にも使われることになっています。

古い校舎から新校舎へ、机やイスなどを運ぶ生徒たちは、完成したばかりの真新しい教室で授業が受けられるとあって、「明るいほう」「きれいいじゃねえ」とみんなうれしそう。先生も「生徒がこれまでにない一生懸命に作業をした」と感心されていました。

第二期工事は、五十八年に引続いて行うことになっており普通教室(九室)特殊学級教室(一室)図書室(一室)など予定しています。

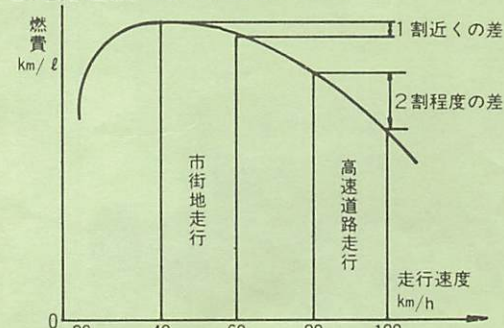
同校の生徒は現在三百四十五人、九学級です。

(新しい教室へ机を運ぶ生徒たち)

# 省エネルギーは

## あなたの知恵と工夫から

●走行速度による燃費の比較



備考：運輸省「運輸とエネルギーを考える」

一般道路を時速六十キロメートルで走行すると、時速四十キロメートルのときにくらべ、燃費が一割近くちがいます。同様に、高速道路の場合では時速百キロメートルと八十キロメートルでは、燃費に二割程度の差ができます。

**上手に走って ガソリンの節約**  
二世帯に二世帯の割合で普及しているマイカー。仕事にレジャーに、いまや足がわりに活用されています。  
しかし、マイカーが人を一キロメートル運ぶエネルギーは、

鉄道の数倍、バスの五倍といわれており、できるだけ電車やバスなど公共交通機関の利用を考え、車の運転をするときはガソリンの節約に心がけましょう。また、近い所へは自転車の利用も健康的です。  
一般道路の経済速度は時速四十キロメートル、高速道路では時速八十キロメートルです。

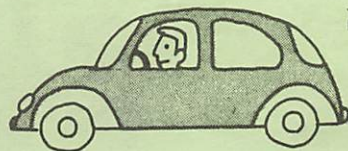
### ガソリン

今日のわたしたちの生活は、衣・食・住をはじめあらゆる面でエネルギー、とくに石油に支えられています。ところが、昭和四十八年秋の石油ショックを契機として、石油が有限であるということに気づき、エネルギーの将来と省エネルギーに関心を持つようになりました。  
そこで今回は、ガソリンと電気の省エネルギーについて、みなさんの参考になるものを記してみました。

### 経済速度



一般道路では 40km/h

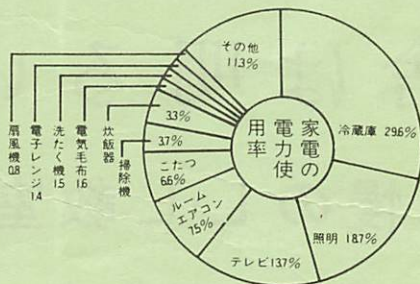


高速道路では 80km/h

### 電 気

各種家電製品の普及につれて、家庭の消費電力量も上昇を続けています。  
日本の電力は、火力発電が七〇%を占めており、しかもその燃料の七〇%は石油です。電力の消費は石油の消費といえるのではないのでしょうか。

まず身近な電気製品を正しく経済的に使っているかチェックしてみよう。  
冷蔵庫、照明、テレビが家庭電力消費のビッグ3  
一日中、電気の通っている冷蔵庫をはじめ、照明、テレビと季節に関係なく使用されているものが電力消費の上位を占めています。(グラフ参照)



ご存知ですか……  
毎月一日は「省エネルギーの日」  
暮らしに欠かせないエネルギーをちよつとでも大切に使うというみんなの約束の日。それが毎月一日です。

### 冷蔵庫

○庫内を手きわよく整理する  
室内が摂氏二十度で一分間開放するとはほ庫内と同じ温度になります。

○湿った食品はフィルムラップで密封し、温かいものはさましてから入れる  
湿った食品は表面から水分が蒸発し、冷却器に霜をつけます。一センチメートル以上の霜は、著しく冷却効果を落します。温かいものは、さまして入れると

### 照明器具

○照明器具の掃除をする  
ホコリや虫で汚れていると明るさは二〇〜三〇%低下します。これは一年間で六十キロワットのムダをしていることになりま

す。同じ電力を使いながら、明るさをムダにしています。年二〜三回は掃除しましょう。  
○スイッチの点滅は手まめに  
不用な照明は手まめに消すという、ちよつとした心づかいで一〇%の節約ができます。一般家庭の環状蛍光灯六十ワットで三十分中座するたびに消すと三十ワットつまり三十六銭の節約になり、一日五回中座するたびに消すと二円五十銭の節約になります。一年間で八百九十円、これは蛍光灯一本分の得になります。

### テレビ

○計画的に、テレビを見る  
番組を計画的に選択して見る習慣をつけましょう。一時間使用する、百ワットの電球と二百ワットの蛍光灯二本を一時間つけっぱなしにするのと同じです。

### 入所生募集

#### 小野田技能

#### 開発センター

労働省所管小野田技能開発センターでは自己都合、会社都合または定年などで離職された人たちが、新しい職業につくために必要な技能を身につけて再就職し易いようにと、職業訓練を行っていますが、四月からの入所生を次のとおり募集しています。

- ◇募集職種(人員)……溶接科・自動車整備科・ブロック建築科(以上二十五人)電気工学科・配管科・塗装科(以上二十人)

#### 町の宿日直員募集

町では役場の宿日直員を募集しています。

六十五歳までの男子一人。希望者は三月五日(土)までに総務課町民相談係へ履歴書を提出してください。詳しいことは町民相談係(有線二二一六)へお問合せを。

#### お早目に

#### 祝電の予約

▽春は結婚式や卒業・入学でお祝いの電報がよく利用されます。しかし、日によっては短時間のうちに電報電話局に依頼が集中し、希望の時刻までに相手に届かないことも懸念されます。そこで、宇部電報電話局では

二十人) 訓練期間……昭和五十八年四月から一年間

◇募集対象者……離職者、転職者などで新たな職業に就こうとする人

◇募集締切り……三月十五日

◇受講料……無料

◇応募手続き……公共職業安定所備付けの願書、調書および健康診断書を安定所に提出のこと。詳細は、小野田技能開発センター(小野田市大字高泊二二六一)・電話小野田

③三三四三番か、宇部職業安定所(電話宇部①〇一六四)・山口公共職業安定所まで。

山口県身体障害者福祉センター

福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者福祉センター

でも、入所生を、次のとおり募集しています。

◇募集人員……入寮所生五十人

・通所生七人

◇訓練科目……機能訓練科、印章・印刷科、タイフ科、洋服科、洋裁科、和裁科、編物科、自動車操作科

◇入所期間……一年(必要に応じて延長可) 自動車操作科は二か月

◇募集期間……随時

◇応募資格……介護を必要としない肢体不自由者で、身体障害者手帳をもち、義務教育を終了している人

◇応募手続き……町住民課(電四一一一、有線二二三二)へ。

問合せは、宇部電報電話局営業課(電話宇部①二二四一)まで。

「引越相談所」の利用を

国鉄では、転勤、就職などで引越する人のために「引越相談所」を設け、運賃、荷造りなど引越についてのあらゆる相談に応じています。

問合せ、申し込みは、阿知須駅(電話二〇四四)まで。

「訂正とおわび」

広報二月号(二月五日付)で阿知須小学校仮入学式が二月二十五日であったのは「二十八日」

あじのす大学移動教室の井関公民館二十四日は「二十五日」の誤りでした。

### 暮らしと税金

#### ⑥ 財産をもらったとき

個人から財産をもらったときには贈与税がかかります。会社など法人から財産をもらったときは、贈与税はかかりませんが、一時所得として所得税がかかることになっています。

#### 贈与税の計算

一月一日から十二月三十一日までの一年間に、個人からもらった財産の価額を合計して、その額から基礎控除の六十万円を差し引き、残額に税率をかけたものが、納める贈与税です。

#### 配偶者控除

夫婦の間で居住用不動産の贈与があったとき、次の要件にあっては、最高一千万円までの配偶者控除が受けられます。

- ①その夫婦の婚姻期間が二十年以上であること。
- ②贈与財産が居住用の土地家屋

#### 申告と納税

贈与を受けた年の翌年二月一日から三月十五日までに、贈与を受けた人の所轄税務署に申告することになっています。(阿知須町の場合、山口税務署) 納税も申告期限と同じ日までにしなければなりません。納税額は五万円を超え、かつ、金銭で一時的に納付することを困難とする事由がある場合は、五年以内の年賦で納める延納の制度もあります。

所得税の申告と納税はお済みですか

3月15日 まで

確定申告の期限は3月15日です

であること。(居住用の土地家屋の購入資金の贈与も含まれます)

- ③贈与を受けた年の翌年三月十五日までに、贈与を受けた土地家屋に実際に居住し、その後も引続いて居住する見込みであること。

この配偶者控除は一生に一度しか受けられません。また贈与税の申告をして次の書類を添付しなければなりません。

- ④戸籍謄本と戸籍の附票の写し(贈与を受けた日から十日を経過した日以後に作成されたもの)

問 権利金や地代を支払わないで親の土地に住宅を建てたのですが……

答 この場合の土地の使用には贈与税がかかります。しかし将来、贈与や相続が行われた場合などには、その土地は、借地権などの権利が設定されていないものとして評価されます。

なお、親が他人に借りている土地の一部に住宅を建てた場合は、「借地権の使用貸借に関する確認書」を税務署に提出すれば、贈与税がかかりません。

共済見舞金額

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	1,000,000円
2等級	360日以上治療を要する傷害	230,000
3等級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000
4等級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000
5等級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000
6等級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000
7等級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000
8等級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000
9等級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000
10等級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000
11等級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000
12等級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000
13等級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000
14等級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000
15等級	7日未満の治療を要する傷害	7,000

(備考) 頸部損傷(いわゆる「むち打ち損傷」)については、原向として8等級を限度として支給し、90日を超えてなお引続いて治療が行われている場合は、6等級を限度として支給する。

おし  
らせ



交通  
共済  
四月からの会員募集  
掛金は据置き、一般五百円

町では昭和五十八年度の交通災害共済の会員を三月一日から募集します。  
加入資格は町内に住民登録または外国人登録している人。  
たは外国人登録している人。  
しかも、この制度は県下の町村(新南陽市を含む)のどこへ転出しても、資格はそのままです。

対象となる交通事故災害は、日本国内で、汽車、電車、自動車、原動機付自転車、自転車(小児用の三輪車、乳母車などの子ども用遊具は除く)荷車、航空機、船舶などの運行中に事故が起り、歩行者または乗車(乗船、搭乗)中の人が死亡したりケガをした場合。その場合は、別表のように、ケガの程度(治療日数)により、見舞金が支払われます。

掛金は年一人五百円。ただし中学生以下の子どもと七十歳以上の老人は一人三百円です。  
なお、五十七年分は三月三十一日で期限が切れます。三月一日現在加入者数は四千四百五十一人(加入率五二・八九%)、見舞金の支払状況は、昨年の四月以降九件で三十九万三千円。

町では、家庭児童の健全な育成をはかるため、昭和五十八年度の「母親クラブ」を募集しています。  
現在、この母親クラブは、町内に五クラブあり、親子キャンプや親子ソフトボール大会、遊び場の点検、学習会など地域での児童福祉活動を行っています。  
対象は一クラブおおよそ六十人の母親で組織されたもので、

一か月五千八百三十円  
国民年金保険料、四月から

国民年金保険料、四月から

国民年金制度は、年をとったり、不慮の事故で障害者となった場合や、夫を亡くして母子世帯となった場合に、年金を支給して生活の安定を図ることを目的としています。  
現在、県内でこれらの年金を受けている人は九万九千人、町では四百八十人です。  
この給付費用は、保険料とその積立金の運用収入、それに国の負担でまかなわれていますが、この保険料が、五十八年四月から一か月五千八百三十円(付加保険料加入の場合は、六千二百三十円)に引き上げられます。  
この改定は、年金額の引上げ

保険料を前払い  
するとお得です

国民年金保険料を毎月納めることが面倒な人、または農業などの収穫期にまとまった収入のある人は、将来の保険料を前払いすることができま。

原爆被爆者には  
一部負担金を償還

二月一日から、新しい老人保健制度がスタートしました。  
この制度では、原爆被爆者手

五クラブです。母親クラブとして認定されると、国と町からあわせて年間九万円の活動費が出来ます。  
申込み、問合せは、三月十五日までに、町役場住民課(電話四二二二、有線二二二二)へ。

まず届出をしてから  
火災とまぎらわしい煙  
二月二十八日から三月十三日までの二週間、春季全国火災予防運動が実施されます。火事を出さないよう、火の取扱いは

料を除くと、六万八千二百七十円)となります。  
加えて、そのつど納める手数料も省けることになり便利です。  
なお、前納した人が、他の年金制度に入ったり、死亡したりしたときは、まだ経過していない期間の保険料は返済されます。  
納付の手続きなど、詳しくは、町住民課年金係(電話四二二二、有線二二二二)でおたずねください。

十分注意しましょう。  
また、ゴミや枯草などを焼くとき、火災と間違えるような煙や火災を出すおそれがある場合には、届出書を五日前までに、町役場総務課(電話四二二二、有線二二二二)に提出してください。  
届出用紙は、総務課にあります。

催促しもの

帳保持者については、一部負担金の領収書などを保健所へ提出すれば、一部負担金相当額が償還されます。  
手続きは山口保健所へ医療機関に払った医療費の領収書(数回分まとめてよい)と印鑑をもってお出かけのこと。  
一部負担金の額は、外来一か月四百円(月の最初に支払う)入院は一日三百円(二か月間を限度とし被用者保険本人については、一万五千円まで)

老人保健制度がスタート

原爆被爆者には  
一部負担金を償還  
二月一日から、新しい老人保健制度がスタートしました。  
この制度では、原爆被爆者手

バドミントン大会

日時 三月十三日(日)午前八時半から  
場所 町勤労者体育センター  
主催 阿知須バドミントン同好会  
問合せ、申し込み 三月十日までに、吹上義男さん(縄田南、電話四四六八)まで。